

「包括外部監査結果報告書」に基づき講じた措置

(令和5年度監査テーマ)

鹿児島県農政部の財務に関する事務の執行について

鹿児島県監査委員

「令和5年度包括外部監査結果報告」に基づき講じた措置

【令和5年度監査テーマ】

鹿児島県農政部の財務に関する事務の執行について

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【農政課】 大隅地域振興局 農林水産部 活動火山周辺地域 防災営農対策事業	意見	1-1 (37)	【入札の状況について】 令和5年2月24日の3社入札執行調書によると1順位がAで、2順位がB、3順位がCでそれぞれ20万円の入札価格差となっている。 なおBは静岡県にある対象機械の販売会社である。 結果として、AはBから購入してVに販売する形となるが、AはBから同日の入札価格より安く購入していないと利益が生じない。 このようなケースもあるとは思われるが、今後、取引状況にも気を配る必要がある。	当該町に対し、適正な執行を指導したい。
【農政課】 農政課 活動火山周辺地域 防災営農対策事業	意見	1-2 (37)	【成果の具体的・詳細な情報開示について】 事業主体は農業者団体等であり、降灰による農産物被害の防止・軽減は図られたと思われるが、決算額15億円の事業規模を考慮すると、より具体的な生産貢献量とか金額等についてのより詳細な情報提供を工夫することが適当と思われる。	当該意見を踏まえ、具体的な数値の記載を検討し、詳細な情報提供に努めたい。
【農政課】 大隅地域振興局 農林水産部 かごしまの農業未来創造支援事業	意見	1-3 (41)	【実績報告の記載について】 大隅地域振興局農政普及課の検査時の検査ボードに記載されているように、導入計画では子牛6頭、育成牛6頭であったが、子牛6頭、育成牛3頭、成牛3頭が実績である。 「経営発展支援事業 導入牛一覧」の脚注にも「区分欄は、育成、子牛、成牛を記載すること」となっていることや、区分により価格等も相違することから、実績報告では、「育成牛（成牛を含む）」ではなく、区分を明確に記載することが適当と思われる。	当該意見を踏まえ、当該市に対し、実績報告の際には、区分を明確に記載するよう指導した。
【農政課】 大隅地域振興局 農林水産部 かごしまの農業未来創造支援事業	意見	1-4 (44)	【最終事業費の記載について】 補助事業現地確認調査復命書の最終事業費は事業計画書の金額15,935,000円の下に、鉛筆書きで最終事業費として記載されているが、南大隅町から2月21日付けで提出されている工事完成報告書には既に最終事業費が記載されているため、28日の現地確認調査時の書類には最終金額を記載した資料での確認が適当と考える。	当該意見を踏まえ、最終金額を記載した資料で現地確認調査を行うこととした。
【農政課】 北薩地域振興局 農林水産部 かごしまの農業未来創造支援事業	意見	1-5 (54～55)	【事業実施計画（目的）との整合性について】 当初の計画段階では、完成イメージ図が添付されており、橋が中心となった工事と推測されるが、実際の完成写真にはその橋がない。 工期が延長されている事業であり、事業内容に「軽微」な変更は行われているが、肝心の橋がないのでは、計画で掲げられた目的の達成度合を評価することは難しい。 これについて聴取したところ次のとおりであった。 「当初事業計画では、総事業費40,000千円で全ての工事が完了する計画であったが、令和3年度に実施設計を行った結果、想定以上の事業費が必要なことが判明した。本事業の制度上、総事業費の限度額が40,000千円までとなっていることから、長島町と協議のうえ限度額40,000千円を超えた残工事については、長島町単独予算により実施することとなった。このことから、残工事の橋梁等については令和5年度に長島町単独予算にて工事を実施中であり、令和6年3月末までに全ての工事が完成予定となっている。」 補助金が計画を達成している支出であったかどうかは県として重要な評価要素であると思われる。当該工事資料においても、変更になった工事の状況、当初目的が達	当該意見を踏まえ、当該町に対し、変更になった工事の状況、当初目的が達成される状況となる時期に関する資料を追加して整理するよう指導した。

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			成される状況となる時期に関する諸資料を追加して整理しておく必要があると思われる。	
【農政課】 北薩地域振興局 農林水産部 かごしまの農業未 来創造支援事業	意見	1-6 (58)	【変更契約書の記載について】 当該変更契約書には「第1回変更請負契約金額 増額 126,000円」の記載はあるが、変更理由である「配水管の延長」の記載がない。 「計画事業量及び工事契約数量として「ポンプ施設等一式」となっていることから、変更延長について記載できない。配管延長等の詳細な内訳については、阿久根市の作成した積算書等で確認を行っている。」とのことであるが、契約書においても、事業量の変更内容について記載しておくのが適当と考える。	当該意見を踏まえ、当該市に対し、変更があった場合は、変更契約書等に事業量の変更内容を記載するよう指導した。
【農政課】 農政課 かごしまの農業未 来創造支援事業	意見	1-2 ② (59)	【成果（アウトカム）の記載について】 事業主体は市町村、農業協同組合等であり、施設等の整備により新規就農者等の経営安定や集落の環境整備による生産性の向上が図られたと思われるが、決算額3億2100万円の事業規模を考慮すると、県の成果（アウトカム）としての具体的な生産貢献量とか金額について、県民にわかりやすく、成果として納得できるような形での情報提供を検討するのが適当と思われる。	当該意見を踏まえ、具体的な数値の記載を検討し、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。
【農村振興課】 農村振興課 事業全般	意見	2-1 (68)	【成果指標の適時の評価、対策、見直しについて】 主要な政策に関して、成果指標を設定し、目標達成の年度と数値を定めているものもある。 現在の見直し、課題などについては各事業において記載する。 設定した成果指標の進捗状況について適時評価し、目標達成が困難な場合には原因分析及び対策の立案を行うことや状況に応じて目標値の再設定を行うなどの対応を行っている。 今後も県の施策に応じて成果指標の見直し、進捗状況の評価、評価を踏まえた対策の立案・実行を行い、目標達成を目指すことが望ましいと思われる。	現在、各事業において、事業の推進に関する基本方針や県の施策に応じた目標設定をし、年度末に第三者委員会等により取組状況の評価を行っており、その結果を踏まえ、次年度の取組計画を立案し、実践につなげているところである。今後も引き続き、適時に成果指標の評価、見直し等を行うことで事業の目標達成に努める。
【農村振興課】 農村振興課 事業全般	意見	2-2 (87)	【委託費及び補助金の検査等の実効性ある取組みについて】 検査・調査は委託費及び補助金はその目的達成するために委託先・交付先で適切に使用されたかを確認する重要な手続きである。 実効性ある検査・調査となるよう、また担当者による差異がでないよう確認すべき内容、手順について十分に検討し共有化することが望ましいと考える。	委託費であれば仕様書に記載の業務報告書（名簿、研修会等で使用した資料の印刷物を含む）や成果物等、補助金であれば実績報告書で適正に執行されているか、検査を確実に行うこととしており、その手順については、引き続き課内打合せや担当者会議等を通じて共有する。
【農業経済課】 農業経済課 農業近代化資金利 子補給金	意見	3-1 (114)	【延滞額を把握することの有用性の再検討について】 農業制度資金システムの次回の更改時に、利子補給補助金に係る積算の算出過程において延滞額を把握することの有用性を再検討され、不要であれば当該入力項目を削除されたい。現行の鹿児島県農業近代化資金利子補給金交付要綱の下では延滞額の発生とその累計額を把握する意義は乏しいと思われる。	農業制度資金システムの更改時期は未定であるが、延滞額の把握は農業近代化資金利子補給額の積算には不要であるため、当該意見

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			また、担当者は一人で数千件に及ぶリストの確認及び修正を行い、また、上長によるダブルチェックまでの一連の作業はほぼ一週間しか猶予がないことから、事務の効率化の観点からも現在の実務に合わせた方が良いと思われる。	を踏まえ、次期システム更改時に、県農業近代化資金利子補給金交付要綱に規定する「農業制度資金融資平均残高計算明細書（第4号）」を改正することとしたい。
【経営技術課】 経営技術課 「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業	意見	4-1 (125)	【業務委託積算と成果物の乖離について】 本件業務委託契約にあたり、県が想定している業務内容を記した積算内訳と成果物に、不整合と思われる点がみられた。なお、契約書にはマニュアル部数は明記されていない。 業務委託契約締結の際には、当該契約で何を求めているかを仕様書で明確に提示するとともに、検収時には成果物がこの契約で求めている成果と整合しているか留意されたい。	当該意見を踏まえ、今後、同様の事業を実施する場合には、マニュアル部数等を仕様書に明確に記載することとした。 なお、本業務委託契約の際には、仕様書でロボット収穫機の適応性の検証や本機活用に当たっての留意点等を整理することなどを示しており、検収時に仕様書どおりの成果物となっているか確認を行っている。今後も引き続き適切な運用に努めたい。
【経営技術課】 経営技術課 「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業	意見	4-2 (127)	【動産総合保険加入の確認について】 県「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業（スマート農業の全国展開に向けた導入支援）実施要領に「動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。」と定めている。 保険証券等（写し）の提出は本件補助金交付要綱及び実施要領に定められていないが、同書類の提出、又は、職員が現地納品確認の際に保険証券内容を確認することは、高額機器の滅失リスクを低減するために有用と考える。	当該意見を踏まえ、保険証券内容等の確認を行い、高額機器の滅失リスク低減を図ることとした。
【経営技術課】 経営技術課 「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業	意見	4-3 (127)	【現地実証活動記録の活用について】 本件補助金実績記録は、単に当事者だけの検討結果ではなく、本県他事業者へのロボット機器導入に際しても活用できる情報と考える。補助金交付の裏付けとなる資料の役目だけではなく、本県のスマート農業普及のための情報財産として蓄積活用されたい。	本事業を含め、スマート農業技術に係る成果等については、農業者や関係機関、団体に周知しており、引き続き、スマート農業技術の普及に努める。
【経営技術課】 経営技術課 環境保全型農業直接支援対策事業	意見	4-4 (129 ～130)	【農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用について】 本件補助金は「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」に基づき、補助金交付後、実施結果の報告が求められる。 県は市町村を取りまとめる立場にあるが、各市町村からバラバラに送られてきた営農活動実績報告書等の取りまとめ及びチェック作業に時間を要している状況が見られた。 農林水産省では2020年より共通申請サービス（eMAFF）を採用しており、本件実施要領においてもeMAFFによる申請が認められている。事務の効率化の観点より、eMAFFの積極的利用を図られたい。eMAFFの効果を最大限	当該意見を踏まえ、eMAFFを活用した事務の効率化を検討するとともに、利用促進を図るため、事業説明会において市町村への周知を行った。

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			に生かすには全市町村がeMAFF利用者登録している必要があることから各市町村への周知及び指導が望まれる。	
【経営技術課】 経営技術課 担い手育成推進事業	意見	4-5 (135)	<p>【農業経営・就農支援センター業務委託報告書の活用について】</p> <p>農業経営相談コーディネーター設置に係る業務委託先から提出された委託業務実績報告書は、業務委託契約仕様書の業務内容を満たしており、詳細に記述されていた。</p> <p>実績報告書中、委託業務内容「農業者への経営支援状況の把握」の報告の一つとして、平成30年度専門家派遣支援先43件に対する支援5年目の経営状況アンケート調査が報告されている。</p> <p>本事業が一過性ではなく、将来にわたる農業担い手確保を目的とするならば、支援後の経営状況推移や認識する課題の変化等の情報は有益と考えられる。その他の報告事項においても、相談の背景等、支援者のニーズを把握するのに有用と思われる情報がみられた。</p> <p>業務を委託する際には、事務遂行の外部委託だけでなく、業務委託結果から得られる情報も十分に活用し、県の施策に活用されたい。</p>	<p>当該意見を踏まえ、業務委託先の実績報告書から得られる農業者ニーズ等の有益な情報については、県の施策を策定する際に活用することとした。</p>
【経営技術課】 農業大学校 農業大学校（学生 経費出納簿）	意見	4-6 (145)	<p>【預金通帳との照合回数について】</p> <p>学生経費出納簿と預金通帳との照合は年度末のみに実施されている状況である。学生からの預かり分であり、年1回の照合では、仮に不一致の場合にその原因調査に時間も要する場合も多い。制度として複数回を検討するのが適当と考える。</p> <p>なお、出納簿の名称が統一されていないが、様式も含め、この機会に検討して同一様式による管理が望ましい。</p>	<p>当該意見を踏まえ、年度の中間時期にも照合を実施し、精度を上げるとともに、年度末の業務負担軽減を図る。</p> <p>また、出納簿の名称は、学生経費（科名）で統一するとともに、様式は、現状を踏まえ検討し、統一化を図りたい。</p>
【経営技術課】 農業大学校 農業大学校（卒業 生の農業関係への 就職）	意見	4-7 (149)	<p>【卒業生の農業関係への就職率の増加と県内就職先への定着数の増加について】</p> <p>卒業生の農業関係への就職率の増加と県内就職先への定着数の増加を図ることが望ましい。</p> <p>また、今回、第12回全国和牛能力共進会では県立曾於高校が全国首席を獲得した。少なくとも、和牛の飼育技術については、本校より県立農業高校の方が成績が上位であったということになる。畜産学科に限らず、県内農業高校からの研修や農業大学校との交流なども検討してみることが県内からの進学者を増やし、本校の技術の向上にも資する一つの試みになると考える。</p>	<p>当該意見を踏まえ、学生の進路意向を早期に把握し、進路先等の関係者とも連携するなど支援体制を充実させる。また、インターシップの積極的取組等により、円滑な就農、農業関係への就職率及び定着率が高まるよう努める。</p> <p>また、これまで農業高校への出前事業や農高と農大連携会議、九州農業大学校協議会等で情報共有や交流を図っているところであり、今後更に充実化させ、農大教育内容の向上に努めたい。</p>
【経営技術課】 農業開発総合セン ター、農業大学校 農業開発総合セン	意見	4-8 (151)	<p>【販売業務フローの簡素化について】</p> <p>業務フローに出てくる帳票類はいずれもエクセル等で作成されており、FAX資料との照合や校内帳票資料の作成に手作業を必要とする。販売業務フローの効率化・正</p>	<p>農協販売分は、農協のシステム上で処理され、県の会計システム</p>

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
ター、農業大学校 (生産物販売業務)			確性、農政部政策のひとつである環境への配慮（ペーパーレス）の観点から、IT活用を検討されたい。 なお、本件農産物の産直販売は、生産から販売までを通じたスマート農業学習の一環と捉えて、アプリ開発やIT活用アイデアを学生から募集することも検討の余地があるものとする。	との連携も必要となるため、フロー改善は容易ではないが、対面販売分については、当該意見を踏まえ、販売実習教育の中で学生からIT活用アイデアを募り、検討してまいりたい。
【経営技術課】 経営技術課 化学肥料低減化推進事業	指摘	4-1 (151)	【重要物品原票の記載について】 本件機器は地域振興局及び支所8か所に設置されている。設置部署によって重要物品原票の分類名に相違が生じていた。 ○重要物品原票分類名を「41農業機械類」とした所属南薩地域振興局(指宿市十二町駐在) ○重要物品原票分類名を「80その他」とした所属北薩地域振興局(さつま町駐在)、始良・伊佐地域振興局、始良・伊佐地域振興局(伊佐市駐在)、大隅地域振興局、曾於畑地かんがい農業推進センター、熊毛支庁、沖永良部事務所	当該指摘を踏まえ、南薩地域振興局農林水産部において、重要物品原票の分類名を「80その他」に修正した。
【農産園芸課】 農産園芸課 (フラワーパーク かごしま) フラワーパークか ごしま管理運営事 業	意見	5-1 (157 ~159)	【事業報告書の記載について】 ①指定管理者との基本協定書に定める事業報告書様式は次のとおりである（基本協定書別記第2号様式）(1)収支精算書、(2)入園者数調べ、(3)イベントホール等使用状況報告書(4)園芸相談状況、(5)園芸教室等の開催状況報告書、(6)年間管理状況一覧表 指定管理者は(6)を除き様式どおりの報告書を提出し、所管課の検査も受けている。この点において準拠性には問題はないが、以下の項目につき、更に経営改善や業務モニタリングに役立つ報告内容を検討されたい。 ・入園者数については月別・券種別等詳細に報告されているが、前年度人数や目標人数との比較はなされておらず、当年度の分析及び今後の利用者増に係る具体的提案はない。入園料収入額にしても同様である。 ・支出項目についても同様であり、過年度推移や予算との比較がなされていない。 ・支出項目は大まかな区別支出額しか記載されておらず、支出の分析はなされていない。 ・年間管理状況の報告事項は主にエリア別植物剪定管理状況であり、広報活動（マスメディアの活用状況、旅行代理店や学校に対する広報活動）、地域等との連携状況に関する報告はなされていない。 ・指定管理者が県に毎年提出する事業計画では、入園者数増・入園者満足度向上のための様々な活動が計画されている。しかし、実績報告書ではこれらの活動計画に対する実績報告が不十分と考える。 特に、光熱費や物価高騰に伴う補正予算を組んだ本年度においては、当該補正予算の効果を検証するためにも、具体的な使用量や単価の推移程度の情報は必要ではないだろうか。 近年入場者数が低迷する一方で経費は増加し、令和4年度は増額変更後の指定管理料をもって指定管理業務収支は赤字と報告されていることから、今まで以上に指定管理業務のモニタリング強化が必要と考える。 ②(1)収支精算書に記載される減価償却費 公の施設の建物は県の所有のため、指定管理者の減価償却費として計上されることはない。備品等の減価償却については、 ・県の会計で取得しているならば、建物同様指定管理者の減価償却費にはならない	事業報告書については、入園者数や収入・支出の分析及び入園者の増や入園者の満足度向上のための活動計画に対する評価などが行えるよう、必要に応じて、指定管理者に対して参考資料の提出を求めるとし、指定管理業務のモニタリング強化を図ることとする。

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			<p>・指定管理料を工面して購入しているならば減価償却費計上余地ありと考えられる。</p> <p>減価償却費は現金の支出を伴わない計算上の費用であることから、所管課においては、減価償却費計上額が適正であるかの確認が必要と考える。（備品取得年度の需用費として既に支出計上されていないか、償却資産の内容、用途、取得価格及び耐用年数の妥当性等）。</p>	
【農産園芸課】 農産園芸課 （フラワーパーク かごしま） フラワーパークか ごしま管理運営事 業	指摘	5-1 (159)	【実績報告書における収支精算書の記載について】 収支精算書における施設等利用料金額とその内訳である月別入園料収入合計額に不整合がみられた。令和2・3年度の記載は問題なく、単純ミスであるが、指定管理業務における施設等利用料収入報告は重要な項目であることから、今後も留意されたい。	当該指摘を踏まえ、施設等の利用料収入の管理に当たって、今後、同様の誤りが発生しないよう収入の記載方法を改めた。
【農産園芸課】 農産園芸課 （フラワーパーク かごしま） フラワーパークか ごしま管理運営事 業	意見	5-2 (159)	【指定管理者の公募について】 本施設の指定管理者は非公募で指定されている。「鹿児島県公の施設に関する条例」では、指定管理者は公募を原則とし（第4条）、候補要件に見合う候補者が他にいないと考えられる場合等に特例として議会の議決を経て非公募を認めている（第7条）。本件非公募の理由は、本園管理業務が一般的な公園管理ではなく、絶滅危惧種の植物管理、花きの振興政策と連動した取組に関するノウハウが求められるためとしている。 理由については一定程度理解するが、入園料収入低迷の一方で経年や物価高騰に伴い施設維持管理費が増加するなど施設自体の存続が危ぶまれるなか、前例踏襲ではない新たな視点での運営も考えられるべきではないだろうか。公募で新しい視点の事業計画に触れることも、有用と考える。	次期（R8～12年度）指定管理者の指定については、公募により決定することとしている。
【農産園芸課】 農産園芸課 野菜価格安定対策 事業	意見	5-3 (166 ～167)	【県単野菜価格安定対策事業資金の運用について】 （公社）鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会は、県単野菜価格安定対策事業資金を定期預金及び債券で運用している。令和4年度基金協会の事業報告書によると、県単野菜価格安定対策事業・特定野菜価格安定対策事業・畑作野菜災害補償推進対策事業の合計事業資金残高733,676千円に対し、33,860千円の評価損が生じている。本件運用債券には満期日が2046年の超長期債（金利0.5%前後）も含まれており、ゼロ金利解除可能性が高まっている状況下で、今後も債券評価損が拡大する可能性がある。 これらの債券については、①今後20年以上先の満期日まで低金利銘柄を保有し続ける②中途売却により高金利の銘柄に変更等の選択肢が考えられるが、②を選択した場合は、売却時に発生する売却損の交付者負担割合についても留意が必要と考える。	基金協会における当該債券については、満期日まで保有し続ける見込みである。
【農産園芸課】 農産園芸課 茶・施設園芸燃油 高騰対策緊急支援 事業	意見	5-4 (168 ～169)	【積立額残高返還における県補助金の取扱いについて】 未使用残高を加入者に返還する事務は、鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書第17条「協議会は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の燃料補填積立金に残額がある場合には、当該残額を当該加入者に返還するものとする。」に基づく処理である。 一方で、県補助金分も含めて加入者に返還することにより、結果として、加入者の実質積立経費（積立額(170,594+62,476)－返還額(83,237+30,474)=119,359)の52%(県補助額62,476÷実質積立経費119,359)を県が補助したこととなる。 これについて、所管課より「茶・施設園芸燃油高騰対	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業は、燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家が、国の施設園芸等セーフティネット構築事業への加入時に負担する積立金の一部を緊急的に支援し、制度への加入を促進することを目的として、加入時

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			<p>策緊急支援事業は、燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家が、国の施設園芸等セーフティネット構築事業への加入時に負担する積立金の一部を緊急的に支援し、制度への加入を促進することを目的としている。このため、県からの補助金は加入団体の積立金の一部となり、業務方法書第17条のとおり、加入者の燃料補填積立金に残額がある場合、当該残額を（県補助金分も含めて）当該加入者に返還しているところである。（積立金から支出される補填実績とは連動しない）」との回答を受けた。</p> <p>業務方法書に従った処理との主張は理解するが、単年度精算のもと未使用残高を県に返還しない仕組みは、「本件補助金交付要綱に定めた積立に要する経費の一定割合」以上に加入者を支援することになるのではないだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金未使用残高のうち少なくとも県補助金相当分については、翌年度の積立原資として据え置く ・他の一般的な補助金同様、事業未使用補助金は返還する <p>等、補助金が確実に本件事業に使用される仕組みを検討されたい。</p> <p>（参考）「施設園芸等燃料価格高騰対策Q & A」農林水産省HP Q32 積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。 A32 事業実施期間が終了し積立契約が終了した場合は、県協議会に造成した資金のうち支援対象者の積立分については、積立契約締結時に支援対象者が選択した精算返還もしくは、次年度の積立原資として据え置くかのいずれかになります。</p>	<p>の積立に要する経費に対して定額で交付しているものである。</p> <p>残額の返還は業務方法書に従っており、今後とも適切な運用に努めたい。</p>
【畜産課】 畜産課 全国和牛能力共進 会出品対策事業	意見	6-1 (184)	<p>【事業成果について】</p> <p>「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」では、大変優秀な成績を収め、「和牛日本一」の称号は不動の感がある。今後、本事業を通じて、鹿児島産黒毛和牛のブランド確立はもとより、本県畜産業全般の振興にも波及効果が期待され、他の畜種のブランド力にも効果的な影響を与えるものと思われる。また観光資源としてもPR効果も高く、事業の経済的投資効果は無形のものとして今後も長期間継続されると期待されることである。</p>	<p>当該意見を踏まえ、本事業により、「第13回全国和牛能力共進会」においても優秀な成績を収めることができるよう、関係機関・団体と一体となった出品対策に取り組んでいくこととする。</p>
【畜産課】 畜産課 畜産基盤再編総合 整備事業及び畜産 環境総合整備事業	意見	6-2 (192)	<p>【各計画進捗度の向上について】</p> <p>事業実施主体である（公財）鹿児島県地域振興公社の事業報告によると、当年度の事業計画に比して、事業の進捗割合が比較的低位であるという印象を受ける。</p> <p>事業の遅延した理由は記載されているとおりであり、昨今の経済情勢等に鑑みるとやむを得ぬ状況とは判断するが、例えば、家畜伝染病予防事業の内容を見ると伝染病予防措置や発生した後の対策費用が主である。これらはいわば家畜伝染病対策（あるいは事後処理）のためのソフトの費用である。一方、畜産クラスター事業で整備された新設の鶏舎、畜舎での向上した機能を見ると、防疫措置、家畜伝染病対策等がよく練られた施設、設備となっていることが分かる。</p> <p>この視点からみれば畜産業の施設整備は同時に家畜伝染病の予防効果を高め、防疫対策のためのハードにかかる費用ということができる。当然本事業で整備される畜産業用施設設備も充実することによって、同様の効果が期待でき、他の事業と相まって他の事業目的を補完する効果が期待できると思料する。</p> <p>各計画進捗度の向上が望まれることである。</p>	<p>当該意見を踏まえ、本事業の事業実施主体である（公財）鹿児島県地域振興公社と協議を行い、引き続き畜産業用施設整備の充実や各計画進捗度の向上を図っていくこととする。</p>

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【畜産課】 畜産試験場 毒劇物の管理状況	意見	6-2 -1 (208)	<p>【確認を実施した記録について】 農業開発総合センター毒劇物管理要領（以下、要領）第5条2（3）によると「四半期毎に毒劇物等受払簿により管理責任者の確認を得ること」となっている。 監査人が、受払簿を確かめたところ、当期の増減がない毒劇物等については、期首時点（前期末）での在在を確認した記録はあるが、その後四半期毎の存在を確認した事実を受払簿上確認できなかった。なお、確認自体は実施しているとのことである。 万が一紛失などが起こった際に、どの時点まで存在が確認されていたかが不明確だと原因究明が難しくなる恐れもあり、四半期ごとに確認した旨、日付と確認者を記載するなどの方法により明確にすることが望ましいと考える。</p>	当該意見を踏まえ、今後は、毒劇物等の受払（増減）がない場合も四半期ごとに「毒劇物等受払簿」に受入数量の現況と支払数量ゼロ（0）の旨記載し、管理責任者の確認を取ることとする。
【畜産課】 畜産試験場 毒劇物の管理状況	意見	6-2 -2 (208)	<p>【安全管理講習会が開催されていないことについて】 要領第7条において「毒劇物等の安全管理講習会を年一回以上開催するものとする」と定められているが開催されていないため、規程に則った開催が望ましい。</p>	当該意見を踏まえ、今後は安全管理講習会を職場研修に併せ行うこととする。
【畜産課】 畜産試験場 毒劇物の管理状況	意見	6-2 -3 (208)	<p>【長期間使用実績のない毒劇物について】 毒劇物等は概ね要領に従い適切に管理されているが、数年以上使用されずに保管されているものも見受けられる。 質問したところ、使用期限等の制約はなく必要な際には使用可能なものであること、品物の性質上廃棄にも追加的費用がかかることなどの事情もあるが、毒劇物等が当面使用予定のないまま一定数保管されていることは管理上のリスクと考える。 今後、毒劇物等を購入する際にはこのような状況が発生しないよう発注数について慎重に検討することなどに留意する必要があると考える。</p>	当該意見を踏まえ、今後の毒劇物等の購入に当たっては、現在の在庫量と使用見込量から算出をして発注することとする。
【農地整備課】 農地整備課 県営中山間総合整備事業（公共）	意見	7-1 (262 ～263)	<p>【成果の記載について】 成果の記載が2行と簡略であるが、17億2百万円を支出した成果（アウトカム）はもっと詳細な情報開示が適切と考える。 事業の進捗状況や目的達成状況は当然であるが、それと併せて、当初計画された事業費があれば成果の評価時においても計画時の事業量が実施可能かどうか今後事業費予測結果、事業遂行上の課題が判明した場合には、それらの対応策等の記載を継続することが有効であると考える。 これについて、 ・当該事業は複数地区で実施しており、成果では、国要領等に規定された工種毎に、全地区の計画及び実績をとりまとめて計上している。 ・実施地区の具体的な取組内容及び効果等については、HPに地区事例を整理するなどその他各種方法により事業効果を公表している。 ・繰越等により進捗率が低くなっているが、繰越施工後は計画程度の実績が見込まれるため課題とは考えていない。 との説明を受けたが、HPの詳細に記載している情報も含めて、成果（アウトカム）の記載は、県民にわかりやすい、成果として納得できるような記載方法を検討するのが適当である。</p>	施策の実施による成果については、より具体的な表現を用いることにより、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。
【農地整備課】 農地整備課 畑地帯総合農地整備事業（公共）	意見	7-1 ② (263)	<p>【成果の記載について】 成果（アウトカム）はもっと詳細な情報開示が適切と考える。 （以下意見7-1と同じ。）</p>	施策の実施による成果については、より具体的な表現を用いることにより、県民にわか

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【農地整備課】 農地整備課 経営体育成基盤整 備事業（公共）	意見	7-1 ③ (264)	<p>【成果の記載について】 前頁と同様に成果（アウトカム）はもっと詳細な情報開示が適当と考える。 （以下意見7-1と同じ。） また、目的とする高生産性農業の展開が可能となるためには、水田のほ場整備が完了する必要があるが、計画に対して事業量の進捗率は低い。 なお、これについて、進捗率は「繰越に起因するため、繰越施工後は計画程度の実績が見込まれるため、進捗率の遅れなどの課題とはとらえていない。」とのことであるが、計画と実績の差額については状況が判断できるような県民への情報提供が適当である。</p>	<p>りやすい情報提供に努めたい。</p> <p>施策の実施による成果については、より具体的な表現を用いることにより、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。</p>
【農地整備課】 農地整備課 事業全般	意見	7-2 (265)	<p>【事業進捗状況の説明について】 現状は事業予算金額に対する進捗率が記載されているが、数量的な進捗管理も重要となっている。 近年のように資材価格上昇や作業人員不足による人件費上昇が顕著な状況において、工事期間が数年にわたる場合には、価格上昇の影響を受けることから、同じ金額を支出（契約）したとしても従来のような数量的進捗が達成できない事態が生じる懸念がある。 これについては、 ・県内で実施している農業農村整備事業の数量的進捗については、各地区単位で管理しているが、数量としては面積単位や延長単位など地区として様々である。また、機器単体等を整備する地区の場合、進捗率を表記することができない。このようなことから、事業単位で数量的進捗を表記することが困難である。 ・主要工種である「畑地かんがい」や「区画整理」などは、毎年、目標に対する整備率として管理しているところである。 との説明を受けているところであるが、金額的進捗状況と同時に当初目的とした事業の数量的進捗状況も併せて記載した進捗状況を説明する工夫が必要ではないかと考える。</p>	<p>各事業地区で複数の工種が存在していることから、進捗状況について、面積・延長・箇所などの数量で簡易に表記することは難しい面もあるが、何らかの形で事業の数量的進捗状況についても、情報提供できるように努めたい。</p>
【農政課】 農政課 未利用公有財産の 検討状況	意見	9-1 (290)	<p>【処分予定時期の記載について】 未利用地等については、「県有財産有効活用方策」（平成21年3月）における有効活用・処分の基本的な考え方を踏まえ、有効活用に積極的に取り組むこととしているが、今後の利活用や売却については、その時期を明確にすることが難しい場合も多い。ただ、早期処理のためには現段階での一応の処分目標時期を検討して記載しておくことが有効だと考える。</p>	<p>未利用地等の利活用や売却に係る処分目標時期の検討及び記載については、公有財産事務を総括する財産活用対策室と連携を図りながら検討してまいりたい。</p>